

令和7年度 島根県雲南市への送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費助成金について

雲南市への送客を促進するため、旅行事業者の新規の募集型企画旅行に対し商品造成・催行に対し助成金を交付します。請負及び手配旅行には助成金を交付できません。

1、 助成条件

- (1) 県外の旅行事業者であること
- (2) 雲南市が指定する市内の観光素材を企画に取り入れること。
指定素材・・・食事（弁当も含む）と有料観光施設（有料ガイドも含む）1ヶ所以上に立寄ること
- (3) 宿泊（宿泊先は雲南市以外でも可）又は日帰りどちらでもいい
- (4) 参加者数が15名以上であること（乗務員、添乗員は除く）
- (5) 募集に際し、パンフレット等案内書面を作成し、ホームページや新聞等の媒体で幅広く告知すること
- (6) 宗教活動、政治活動を目的とした旅行でないこと
- (7) 他の助成と併用できるが、下記団体が実施する助成とは併用できない
 - ① 雲南市観光協会神楽助成
 - ② 木次線利活用推進協議会 JR 木次線利用旅行商品販売促進補助
 - ③ 鉄の道文化圏推進協議会貸切バス助成
 - ④ 雲南市観光消費喚起物価高騰支援事業
 - ⑤ 雲南市観光協会貸切タクシー代助成

2、 助成額

1 催行に対し、10万円（1事業者に対し最大2催行まで）

* 但し、限度額に達し次第終了します。

3、 期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日に帰着すること

4、 申請方法

助成金交付申請書（様式1）と必要資料を出発日の30日前までに提出すること

* 郵送又はメールにて

5、 提出先

〒690-2404

島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-4

メール u-kankou@unnan.or.jp

担当者 内藤 毅